

運輸安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「運送事業法」という。）第16条および貨物自動車運送事業法輸送安全規則（以下「輸送安全規則」という。）第2条の3および第2条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上に努めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(定義)

第3条 この規程で用いる用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 経営トップ

当会社において業務執行権限を有する代表取締役または当該業務執行を担当する取締役で社員に対する指揮および管理を行うもの。

(2) 安全マネジメント

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（P l a n D o C h e c k A c t [以下「P D C A」という。]）のサイクルを活用して事業者全体の安全確保・向上を継続的に行う仕組みをいう。

(3) 安全に関する内部監査

安全統括管理者または安全マネジメントを担当する要員で安全統括管理者が指名する者が、事業の安全が適切に確保されているか、安全マネジメントが適切に実施され、機能しているか等輸送の安全確保の状況について確認すること。

(4) 事業所

貨物自動車運送業務を行う営業所をいう。

第2章 経営の責任者の責務

(経営者の責務)

第4条 輸送の安全確保に関して、経営トップは次に掲げる事項についてその責務を負うものとする。

- (1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、安全管理体制の構築等必要な措置を講じる。
- (3) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (4) 輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第3章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第5条 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- 2 経営トップは、各事業所における安全確保に関する声に真摯に耳を傾けるとともに、事業所の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
 - 4 輸送の安全に関する情報の公表については、国土交通省告示で定めるところにより行う。

(輸送の安全に関する目標)

- 第6条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、具体的な目標を次のとおり定める。
- (1) 交通事故件数
事業所における運転者に対する出入庫点呼の実施をはじめとした運行管理を徹底し、交通事故件数0件を継続的に達成すべく、輸送の安全管理体制を一層強化する。
 - (2) 輸送の安全に関する投資
新システムの開発・普及等により、車両の安全技術の向上が一段と進展していることに鑑み、先進的技術の装着車両への代替等、設備投資計画の促進を図るとともに、輸送の安全確保の上で必要と認めたものについては、積極的かつ効率的な予算的措置の対応に努める。

(輸送の安全に関する計画)

- 第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、具体的な計画を次のとおり定める。
- (1) 各事業所における運転者に対する日々の運行管理の徹底を図るとともに、人材

の育成および輸送の安全意識の向上に資するため、別途定める「教育および研修計画」に基づき、必要な教育・訓練を実施するものとする。

- (2) 支店を通じて輸送の安全確保に関する意見やヒヤリハット情報を積極的に汲み上げ、経営トップに伝えるとともに、必要かつ重要な事項については、全社的情報として周知徹底を図るものとする。
- (3) 関係行政機関および関係業界団体等が行う輸送の安全確保に関する講演、講習会、セミナー等の行事に積極的に参加し、安全に関する情報の収集に努めるとともに、必要かつ重要なものについては全社員に対し周知徹底を図るものとする。

第4章 輸送の安全に関する業務の実施および管理

(輸送の安全に関する重点施策)

第8条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令、輸送の安全に係わる社内諸規程および本規程を遵守する。
 - (2) 輸送の安全確保に有効であると認めた場合は、施設または設備に関する投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する事項を定め、これを適確に実施する。
- 2 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(社内組織)

第9条 輸送の安全確保のための責任体制の構築および実施体制の確立を図るため、次に掲げる者を選任する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内関係

部署および管轄営業所を統括し、指導監督を行う。

- 3 安全統括管理者が病気等やむを得ない理由により、長期不在となる場合は、経営トップは別途安全統括管理者を選任し、その業務に当たらせるものとする。
- 4 安全統括管理者の特命を受け、補佐を設けることができる。

(安全統括管理者の選任および解任)

第10条 取締役のうち、輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるとの意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 輸送の安全の確保に関し、経営トップに対し意見を述べる等により必要な改善措置を講じること。
- (7) 事業所における運行管理が適正に行われるよう、支店長を通じて運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全の確保のため、必要な社員教育または研修を行うこと。
- (9) その他、輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 経営トップと運行管理者および運転者等事業所との双方向の意思疎通を円滑にすることにより、輸送の安全に関する情報を適時適切に社内に伝達すると共に、

情報の共有化を図るよう努めるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等が発生した場合、経営トップ、安全統括管理者および社内の必要な部署等に速やかに報告すること。
- 3 安全統括管理者は、第1項の報告連絡体制の周知を図るとともに、同連絡体制が円滑に機能し、また事故、災害等の発生に際しては速やかな対応が可能となるよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、同規則の定めにより、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第6条第1項の輸送の安全に関する目標を達成し、必要な人材育成のため、教育および研修に関する具体的な事項を定め、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、支店長を実施責任者に指名し、安全マネジメントに基づく実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 支店長は内部監査を実施したときは、安全統括管理者に実施結果を報告しなければならない。ただし、内部監査の実施結果報告は、「基本実践マネジメントシステム」9、(4)「支店審査結果報告」に基づく報告をもって内部監査結果報告に代えるものとする。
- 3 安全統括管理者は、前項のほか自ら3年に1回輸送の安全確保に関する内部監査を実施する。
- 4 安全統括管理者は、前1項および2項の内部監査が終了したときはその結果を、また改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のための方策を検討し、必要な是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 内部監査結果のほか、事故・災害の発生等の理由により輸送の安全に関する業務内容に改善の必要が生じた場合は、遅滞なく安全確保のための是正措置または予防措置を講じるものとする。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合は、安全対策全般または必要な事項について、更に高度な安全の確保のための措置を講ずるものとする。

(情報の公開)

第 17 条 国土交通省告示に基づき、次に掲げる事項について、インターネットその他適切な方法により毎年度外部に公表するものとする。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
 - (5) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (6) 運輸安全管理規程
 - (7) 輸送の安全に関する教育および研修の事項
 - (8) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容
 - (9) 安全統括管理者に関する情報
- 2 事故発生後における再発防止策もしくは、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善措置について国土交通省に報告したときは、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する記録、報告書および関係帳票類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる記録の保存期間は 3 年とする
 - ① 輸送の安全に関する事業運営上の方針作成に当たっての会議の議事録
 - ② 経営トップの指示、報告、連絡事項
 - ③ 安全統括管理者の指示、報告、連絡事項
 - ④ 内部監査の結果
 - ⑤ 経営トップに報告した是正措置または予防措置
 - ⑥ 事業所からの報告、要望、提案等
 - ⑦ 運転教育および安全教育・研修計画ならび実施内容
- (2) 次に掲げる記録の保存期間は 7 年とする

自動車事故および災害発生報告（社内報告）ならびに付属書類

(3) 次に掲げる記録の保存期間は永久保存とする

発生した事故および災害の原因等の分析検討会記録

3 その他関係法令で定めるものは、それに準ずるものとする。

（規程の見直しおよび改善）

第 19 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的または適時適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

（その他）

第 20 条 本規程に定めのない事項については、運送事業法等関係法令および当社が定める「安全衛生管理規程」等社内規程によるものとする。

附 則

1. この規程の改廃は、取締役会の決議による。

2. この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 15 日 改訂

平成 21 年 8 月 15 日 改訂

平成 21 年 12 月 1 日 改訂